

堂本委員資料

第6回再犯防止推進計画等検討会（2017.07.18）

堂本意見

○地方公共団体における推進体制の整備等

再犯防止推進法の第一条では、再犯の防止等に関する施策に関し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、第四条では、地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する旨、また、第五条では、国及び地方公共団体の連携や再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努め、必要な情報を適切に提供するものとされている。

さらに、第八条では、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画「地方再犯防止推進計画」を定め、これを公表するよう努めなければならない旨規定されている。実際、再犯防止を推進するためには、医療・福祉・住居、就労などの支援の多くを担う地方公共団体の役割には大きなものがあり、その協力は不可欠である。

しかし、従来、刑事司法は、国の専権事項として位置づけられてきたため、地方自治体では、今まで、司法との接点が少なく、具体的な計画策定や実行するにあたって、経験も乏しく、また、専門の人材も少ないと思われる。国（関係省庁）は、地方自治体、協力する民間企業、団体等に対して、指導・研修・人材育成・財政支援を行い、地方公共団体が、円滑に効果的に対応できるようにすべきである。

地方自治体への指針

- ・各府省は、地方公共団体において再犯防止施策の推進が図られるよう、特に就労・住居・保健医療・福祉サービスの分野において、地方分権に配慮しつつも、再犯防止の観点から望ましい方向性を示したり、再犯防止に資する（活用可能な）制度を積極的に周知するなど、個別の施策ごとに、具体的な対応をとるべきである。特に、地方公共団体には、専門の窓口を設置し担当者を配置することが不可欠である。

再犯防止推進のための関係機関等との連携、ネットワークの構築

- ・地方公共団体における再犯防止施策の推進のため、警察、検察、矯正施設、保護観察所は、地域生活定着支援センターや地域の医療・福祉関係機関等と

共にネットワークを構築し、相互に情報の共有や連携を図りながら、地域住民の理解を得るための啓発や推進策の検討を実施すべきである。

- ・警察，検察，矯正施設，保護観察所は，個別事例への対応においても，入口支援及び出口支援において，犯罪をした者等が必要な福祉サービスや生活支援を受けられるよう，地方公共団体と相互に連携を図り，適切な対応を検討すべきである。

○関係機関の人的・物的体制の整備等

矯正施設等

- ・法務省は，受刑者等の生活全般を指導し個々の受刑者等の特性を把握している刑務官が，受刑者等の改善更生に果たす役割の重要性に留意しつつ，より充実した指導・支援等の実施を図るため，医療，福祉等の専門スタッフの充実を図ること。
- ・法務省は，矯正施設における専門スタッフを充実するため，執務環境について，その専門性を十分発揮できるよう必要な整備を行うこと。
- ・犯罪を行なった者が刑務所を出所して、住民票の取得、生活保護の申請、介護保険の認定、医療保険への加入などの手続きに、1ヶ月から3ヶ月かかり、この間に再び犯罪を行うケースが少なくない。再犯防止推進法は第5条において、国・地方公共団体と民間の団体、その他の関係者との情報の共有を規定しており、矯正施設は必要と判断される者については、手続き上の時間的ギャップを避けるため、地方公共団体に連絡し、在所中に必要な手続きを完了させること。また、連絡を受けた地方公共団体は、当事者に面談するなど所要の手続き並びに社会復帰のための支援を行うこと。（明石市などの事例）
- ・関係府省は，矯正施設をはじめとする再犯防止関係施設において，専門的知識・技能を有するスタッフの確保が図られるよう，必要な協力を行うとともに，地方公共団体に指針（協力依頼）を示すこと。

地方公共団体等

- ・国（関係省庁）は、再犯防止の推進を図るため、地方自治団体をはじめ、再犯防止に協力する企業、団体、個人等に対する必要な指導・研修・情報提供・財政支援を行うこと。